

# 前橋工科大学教職課程履修規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学学則（平成25年規則第2号。以下「学則」という。）の一部を改正する規則（令和3年規則第11号）附則第4項の規定により、従前の例によることとされた教職課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員免許状授与の資格要件)

第2条 教員の免許状授与の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

(教職課程の履修)

第3条 前条に定める教員免許状授与のために必要とする授業科目、単位数等については、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところによる。

2 教職課程を履修しようとする者は、教職課程登録を行わなければならない。

(授業開講時間帯)

第4条 別表第2に定める授業科目及び別表第3に定める各教科の指導法に関する授業科目は、月曜日から金曜日までの1時限から7時限まで及び土曜日の1時限から5時限までの時間帯で開講することができるものとする。

(その他)

第5条 前橋工科大学履修規程（平成25年規程第90号）の規定は、教職課程に開講される科目の履修等に関しこの規程に定めのない事項について準用する。

2 前項の規定によっても該当のない事項については、前橋工科大学教職センター運営会議及び教授会の意見を聴いて、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において前橋工科大学の設置及び管理に関する条例（平成8年前橋市条例第34号）に基づき設置された前橋工科大学（次項において「前橋工科大学」という。）に在学する教職課程履修登録を行っている学生（同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。）

に係る教職課程の授業科目及び単位数については、この規程の規定にかかわらず、廃止前の前橋工科大学教職課程履修規程（平成22年工科大学訓令甲第3号。）の例による。

- 3 施行日の前日において前橋工科大学に在学する教職課程履修登録を行っている学生（同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。）になされた履修は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成27年2月26日規程第6の2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月11日規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学する者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 教員免許状取得に要する教科別単位数

免許状の種類	基礎資格	専門教育科目の最低単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目		教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
		教科名	単位数		
高等学校教諭一種免許状	(1) 学士の学位を有すること。 (2) 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」の教科目について、それぞれ2単位取得を要する。	理 科	24単位以上	23単位	12単位

(注1) この表の基礎資格(2)における「体育」と「外国語コミュニケーション」は本学の共通教育科目で開講される「保健体育」と「英語E」、「情報機器の操作」は本学の生物工学科専門教育科目で開講される「情報処理演習」をもって相当させる。

(注2) この表のうち「教科又は教職に関する科目12単位」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教職に関する科目」をもって充足するものとする。

(注3) この表のうち「教職に関する科目23単位」については、免許状授与に必要な単位数にかかわらず、教育職員免許法別表第1備考第9号の規定を準用することができるものとする。

別表第2 教職に関する専門教育科目及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目名	単位数		配当年次
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2		1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別の支援が必要な子どもの理解と支援	2		3
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導	8	特別活動及び総合的な探求の時間の指導法	2		1
	特別活動の指導法		視聴覚教育と教育工学	2		3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導法	2		2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3		
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習事前事後指導	1		3
	学校体験活動		教育実習I	2		3
	教職実践演習	2	教職実践演習(高)	2		4

(注4) この表の「教職実践演習」は、学則第14条第1項(2)の規定を準用するものとする。

別表第3 教科及び教科の指導法に関する専門教育科目及び単位数

各科目に含める必要事項		単位数	授業科目名	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	24	物理学Ⅰ	2		
			物理学Ⅲ	2		
	化学		化学Ⅰ	2		
			有機化学Ⅰ	2		
			有機化学Ⅱ	2		
			生物有機化学	2		
			物理化学	2		
			分析化学	2		
			生化学Ⅰ	2		
			生化学Ⅱ	2		
			機器分析	2		
			生物学Ⅰ	2		
	生物学		生物学Ⅱ	2		
			分子生物学Ⅰ	2		
			分子生物学Ⅱ	2		
			微生物利用学		2	
			微生物学	2		
			遺伝子工学	2		
			植物生理学		2	
			植物栄養学		2	
			微生物生理学		2	
			生物情報処理演習	2		
	生物学概論		2			
	地学		地学	2		
			天文学		2	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		基礎生物工学実験Ⅰ	2		
基礎生物工学実験Ⅱ		2				
生物工学実験Ⅰ		4				
生物工学実験Ⅱ		4				
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	理科指導法Ⅰ	2				
	理科指導法Ⅱ	2				